

該当箇所	誤	正
P46 下から13行目	(5) 確認済証の交付など(4項、13項)	(5) 確認済証の交付など(4項)
P47 上から3行目～6行目	(6) 確認における構造計算適合性判定(法6条5項～11項) ①建築主事は、確認申請にかかわる次に示す……求めなければならない。(5項)	(6) 確認における構造計算適合性判定(法6条5項) ①建築主事は、申請にかかわる建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から適合判定通知書またはその写しの提出を受けた場合に限り、確認をすることができる。
P47 上から7行目	(a) 構造計算適合性判定を必要とする建築物	(a) 構造計算適合性判定を要する建築物
P47 下から9行目	求められた日から	受理した日から
P47 下から9行目～8行目	建築主事に交付しなければならない(8項)	申請者に交付しなければならない(法6条の3、4項)
P47 下から6行目	延長することができる(9項)	延長することができる(法6条の3、5項)
P49 上から13行目～14行目	特定行政庁に提出しなければならない(10項)	特定行政庁に提出しなければならない(5項)
P49 下から12行目	確認済証は効力を失う(11項)	確認済証は効力を失う(6項)
P49 下から11行目	4. 建築物の建築に関する確認の特例(法6の3)	4. 建築物の建築に関する確認の特例(法6の4)
P49 下から4行目～3行目	建築確認の審査から除かれる。	建築確認の審査から除かれる。(法6条の4、1項三号)
P50 上から6行目	仮設店舗などの仮設建築物	仮設店舗などの仮設建築物(5項)
P50 上から9行目、14行目、	令137条の17	令137条の18
P54 上から10行目～12行目	建築主事が……したとき。(1項一号かつこ書き)	建築主事または指定確認検査機関が……したとき。(1項二号)
P54 上から15行目	(一項二号)	(1項三号)
P54 下から3行目	2. 建築監視員(法9条の2)	2. 建築監視員(法9条の2、令14条)
P55 上から16行目、18行目	100㎡を超えるもののうち、特定行政庁が指定するもの。	100㎡を超えるもの。
P64 問題6の解説4	法87条1項かつこ書き、令137条の17、	法87条1項かつこ書き、令137条の18、